

第49回「議員と語ろかい」報告書

産業建設常任委員会（No. 1）

開催日	令和7年5月13日（火曜日） 15時00分 ～ 16時30分		
開催場所	霧島市役所 議会棟3階 全員協議会室		
団体名	公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会霧島地区	参加人員	19人 （男19人：女0人）
出席議員	前田幸一、宮内博、松下太葵、久保史睦、徳田修和、木野田誠、池田綱雄、 下深迫孝二		
役割分担	班長（前田幸一）、副班長（宮内博）、記録係（松下太葵）		
テーマ及び 具体的な内容	将来の業務委託 ・官民境界確定補助業務 ・狭あい道路問題 ・地積測量図作成者問題		

意見交換での 主な話題等	・官民境界補助業務について 官民境界というのは、もともと専門用語である。霧島市が管理をしている土地と市民の皆さんの持っている土地の境界を確定していくことを官民境界という。補助というのは、私たち土地家屋調査士協会とか、境界や測量に対する知識で、総合して知識と技術をあわせ持って、境界を認定するお手伝いができればという意味合いを持って官民境界補助業務と名前をつけた。 霧島市の現状としては、市民の皆さんから、市が管理している道路との境界を決めたいと申請があると、私たちが測量し、国土調査の資料などを精査し、現地にポイントを落とす。そのポイントをもとに、市の職員と境界の確認をして、問題がなければ合意をいただいている。その中でなぜ補助業務が必要なのかというと、他県の事例だが、境界立会の件数が多くなり、市の業務が煩雑になってきた。また、現地と国土調査に誤差が見られることもあり、判断に苦慮する。担当課の職員の異動もあり、知識や経験がない状態で、境界に関する業務の処理を行わなければならないという問題がある。霧島市も補助業務という形で、土地家屋調査士を活用していただくのはどうか。
-----------------	---

意見交換での主な話題等

・狭あい道路について

狭あい道路とは建築基準で定められた道路幅員4メートル未満の道路である。狭あい道路は、緊急車両や介護車両の進入を妨げ、火災の延焼を招くなど国民生活の安心安全を脅かす存在となっているが、再建築のハードルが高いため、空き家の増加を招く要因の一つとなっている。近年では、阪神淡路大震災における神戸市、長田区火災、新潟県糸魚川火災、北九州旦過市場火災等において、狭あい道路の存在が延焼防止できなかった要因として挙げられている。狭あい道路の問題は、単に物理的な道路幅員の狭さだけにとどまらず、防災上の脆弱性や都市再生の制約など、広範な課題と深く結びついている。防災、減災、国民生活の安心安全の観点から、喫緊の課題と考えている。対策としては、行政主導による道路拡幅やセットバックの推進、住民合意を得た再整備、防災重点地域での優先的な改善が求められる。

令和6年3月に国交省から、「狭あい道路対策に関するガイドライン」が示され、狭あい道路解消に新たな一歩が踏み出されることになった。ガイドラインを契機に、多くの自治体が狭あい道路解消に取り組むことを強く期待する。そのためには自治体へのガイドラインの周知が極めて重要と考えており、土地家屋調査士会、公嘱協会、土地家屋調査士政治連盟と連携して、鹿児島県議会顧問団や行政当局に要望事項として上げさせていただいた。

・地積測量図作成者問題について

地積測量図は用地買収を行う際、その部分を市へ名義変更する時に法務局へ提出する添付書類である。道路、水路、河川、港湾、都市計画等公共事業においては多数、市から法務局に提出されている。現状、市から提出される地積測量図は、測量コンサルタントが測量設計する際に、便宜作成されている。地積測量図作成者欄は、土地家屋調査士しか記載が許されていない。土地家屋調査士法61条で、地積測量図を業として調査士以外が作成することを禁じている。ただし、市職員が直接、調査や測量を行ったときだけ職員名を記載することが許されている。

公共事業を発注するときに、測量設計業務と用地買収に伴う測量を分離発注してほしい。